

防府市民文化祭開催経費補助金交付要綱

平成20年7月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、防府市民文化祭の開催経費の一部を補助することにより、防府市文化協会が中心となって、市民の文化活動の発表の場を提供し、市民文化の振興を図ることを目的とする。

(補助金の額)

第2条 補助金の額は、市の予算の範囲内で市長の定める額とする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金を受けようとするときは、補助金交付申請書に予算書及び事業計画書を添え、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第4条 市長は前条の申請書を受けたときは、これを審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助の交付決定を当該申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第5条 補助金の交付決定を受けたときは、補助金請求書を市長に提出するものとし、市長はこの請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(実績報告)

第6条 事業が完了したときは、速やかに実績報告書を市長に提出しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。